

第 3 次 芦 屋 市 環 境 計 画

(案)

芦 屋 市

市民憲章

はじめに

「*」表記のある用語については用語解説（資-21～資料-26）をご参照ください

目次

第1章	計画の基本的事項	
1	改定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	3
3	対象範囲	4
4	対象地域	4
5	対象期間	4
第2章	計画の理念と目標	
1	目指す環境の姿	5
2	基本目標・基本方針と施策の方向	5
第3章	目指す環境の姿の実現に向けて	
第1節	自然環境を守る	7
第2節	健康で快適な生活環境を創る	11
第3節	美しいまちなみを育む	15
第4節	地球温暖化を防ぐ	19
第5節	循環型社会を創る	23
第4章	計画の推進に向けて	
1	基本方針	27
	基本方針Ⅰ さまざまな環境について学ぶ	27
	基本方針Ⅱ 目指すべき環境を共に創る	29
2	推進プログラム	31
3	計画の進行管理	33
資料編		
1	芦屋市の概況	資-1
2	計画の策定経過	資-7
3	パブリックコメントの実施結果	資-8
4	諮問・答申	資-9
5	審議会・委員会等名簿	資-10
6	関連する条例（抜粋）	資-13
7	関連する計画（抜粋）	資-16
8	計画推進に係る部・課一覧	資-20
9	用語解説	資-21

第1章 計画の基本的事項

基本的事項

基本方針
基本目標

自然環境

生活環境

まちなみ

地球温暖化

循環型社会

学ぶ・共に創る

推進プログラム

進行管理

資料編

1 改定の背景と目的

芦屋市（以下、「本市」と言う。）では、昭和26年に公布された『芦屋国際文化住宅都市建設法』の理念や、昭和39年に制定した「芦屋市民憲章」の願いを基調として、個性豊かな国際文化住宅都市を形成してきました。

また、昭和48年度には『緑ゆたかな美しいまちづくり条例』を制定し、緑の保全やまちなみの美化など生活環境の保全に努め、平成17年度には、「第2次芦屋市環境計画（以下、「第2次計画」と言う。）」を策定し、目指す環境の姿として『人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや』の実現に向けて、市民・事業者・市の協働による様々な環境保全活動に取り組み、良好な環境づくりを進めてきました。その一方で、東日本大震災の発生により顕著化したエネルギー問題や、地球温暖化や微小粒子状物質（PM2.5）*をはじめとした地球規模での環境問題への対応を更に進める必要性が高まっています。

このたび、第2次計画の目標年度である平成26年度を迎えたことから、以下に示す本市の環境における現状や変化する社会的背景と深刻化する環境問題を踏まえ、本市の環境の保全に関する施策の基本的な方向性を明らかにし、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、「第3次芦屋市環境計画（以下、「本計画」と言う。）」を策定します。

◆緑ゆたかな美しい都市環境の保全

本市では、六甲山系の山々、芦屋川や海浜など豊かな自然に恵まれた特性を活かしながら、花と緑あふれる良好な住宅街のまちなみや文化的資源の保全を図ってきました。

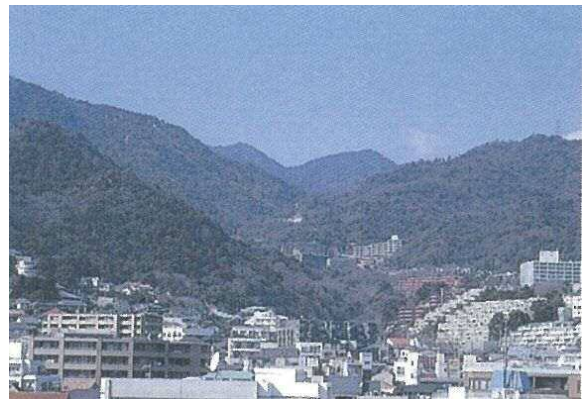
「CBD/COP10^注」以降、生物多様性*への関心が高まっていることも踏まえ、人と自然が共生できる都市環境の形成を目指します。

注 CBD/COP10とは

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議を指し、2050年までに「自然と共生する」世界を実現するという「愛知目標」が採択されました。

◆公害のない快適なまちづくりの推進

従来からの大気汚染や水質汚濁といった公害に加え、近年では東日本大震災での原発事故を契機とした放射能汚染や国境を越えた微小粒子状物質（PM2.5）による広域規模での大気汚染などに対する市民の関心が高まっています。



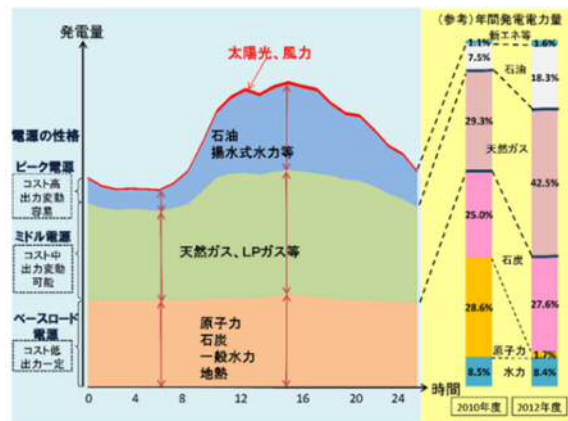
市街地より芦屋山地を望む



リアルタイム線量測定システム
出典：環境白書（平成26年度版）

◆エネルギーに関する施策の方向性

東日本大震災での原発事故を契機に国のエネルギー政策の見直しが議論される一方で、夏・冬のピーク電力需要に対応すべく節電や省エネに対する社会的要請が高まっています。



電力需要に対応した電源構成
出典：エネルギー基本計画（経済産業省）

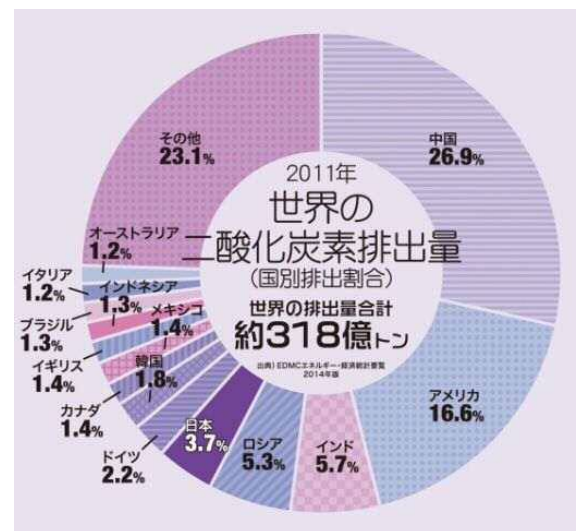
◆地球温暖化問題への対応

短時間の局地的豪雨や竜巻・突風などの発生頻度が高まっており、これらの異常気象による被害が国内各地で相次いでいます。

「IPCC^注第5次評価報告書」では、人為的な活動による温室効果ガス*の増加が気候変動の原因であることを裏付けています。

注 IPCCとは…

「気候変動に関する政府間パネル」の略称です。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織です。

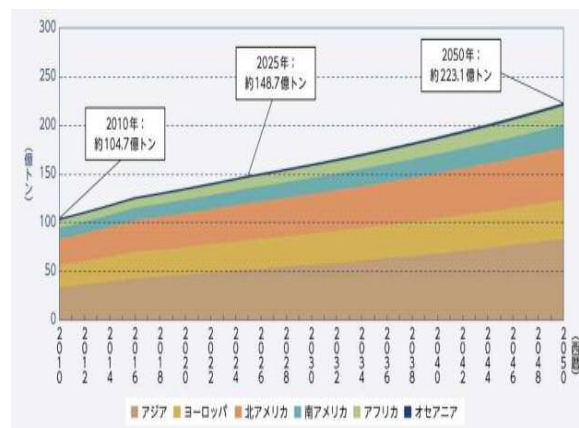


資料：全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

◆持続可能な循環型社会の形成

世界における廃棄物の発生量は増加し続けており、2050年には現在の廃棄物発生量の2倍以上になると考えられています。

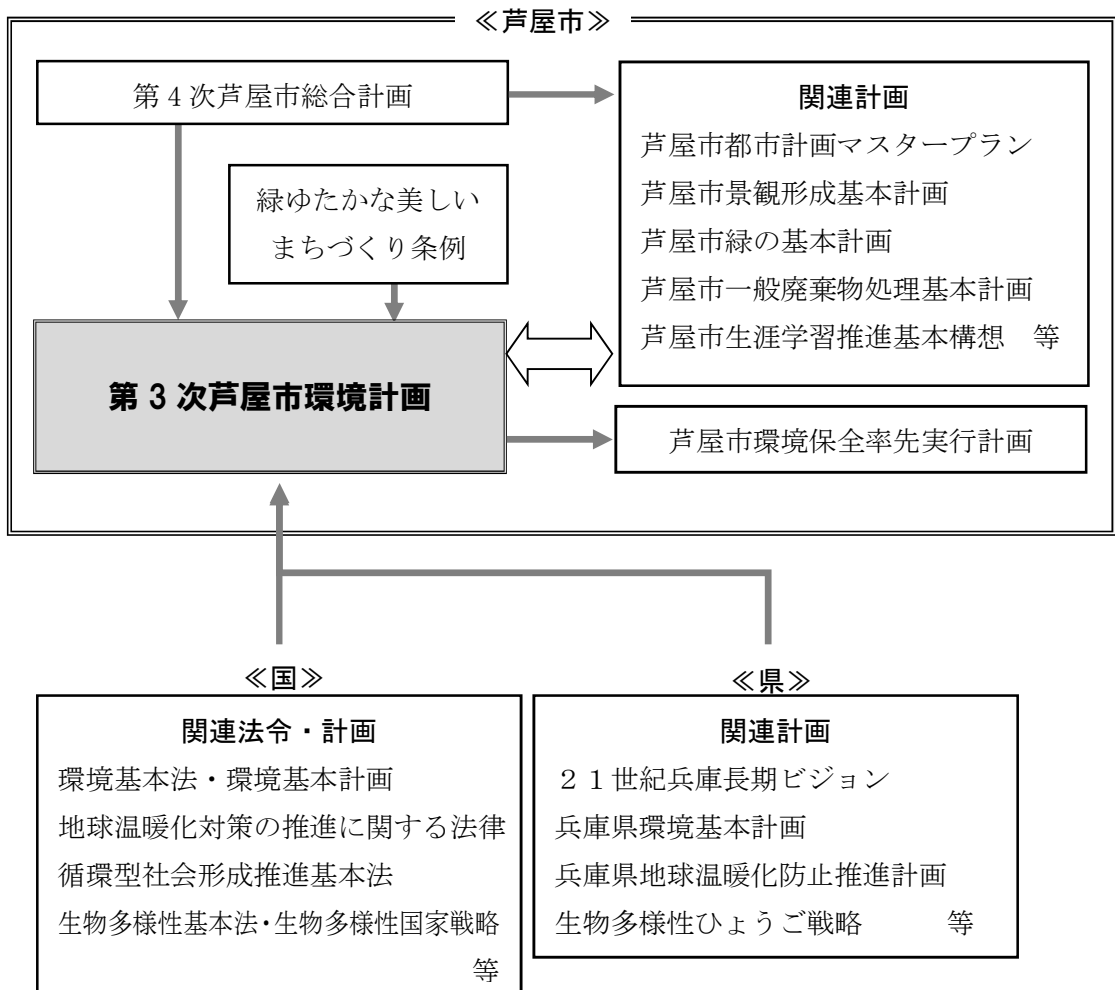
このような中、資源と人口を有する新興国の経済成長に伴い、今後世界の資源や食料などの需要は逼迫し、特に資源の大半を諸外国に依存している日本は、これらの影響を大きく受ける恐れがあると懸念されています。



世界の廃棄物量の推移 (将来)
出典：環境白書（平成23年度版）

2 計画の位置付け

本計画は、「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」第 7 条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として位置付けられています。また、国・県の関連法令や計画などに加えて、本市における上位計画である第 4 次芦屋市総合計画や関連する諸計画との整合を図ります。



3 対象範囲

本計画で取り扱う「環境」を「自然環境」、「都市環境」、「生活環境」、「地球環境」と区分し、その内容について以下のとおり整理します。

区分	具体的な内容
自然環境	生物多様性 [*] 、地形・地質、大気・水、人と自然とのふれあい 等
都市環境	都市景観、緑、水辺、歴史的・文化的資源 等
生活環境	大気質（悪臭を含む）、騒音・振動、水質、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質 [*] 等
地球環境	エネルギー問題、地球温暖化、オゾン層破壊 [*] 、循環型社会の形成、水循環 等

4 対象地域

本計画の対象地域は、「芦屋市全域」としますが、環境の影響については、広く周辺環境まで視野に入れるものとします。なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体などと協力して対処します。

5 対象期間

本計画の対象期間は、第2次計画の目標年度の翌年度である平成27年度を初年度とし、平成36年度までの10年間とします。また、環境に関する社会情勢の変化や科学技術の進歩などに応じた新たな課題についても、本計画の対象範囲に柔軟に取り入れ、適宜、必要な見直しを行います。

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
環境計画	第3次 芦屋市環境計画										第4次 芦屋市環境計画	
										見直し		

第2章 計画の理念と目標

1 目指す環境の姿

市民アンケート調査の結果における第2次計画策定時との比較から、この10年間で本市の環境に関する種々の項目で満足度の向上が見られたことや、計画に基づく施策の実施状況調査の結果などから、平成7年に策定した「(第1次)芦屋市環境計画」から掲げてきた、目指すべき環境の姿「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや」の実現に向けた施策の推進が認められています。その一方で、環境計画についての十分な普及が図られているとは言いにくいことや、色々な取組の主体間における連携やそのための情報提供が不十分であることなどの課題に加え、新たな環境問題や変化する社会情勢への対応が必要であることから、本計画においても、一貫した「目指す環境の姿」として「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を継承するとともに、その実現へ向けた施策の更なる推進を図ります。

目指す環境の姿

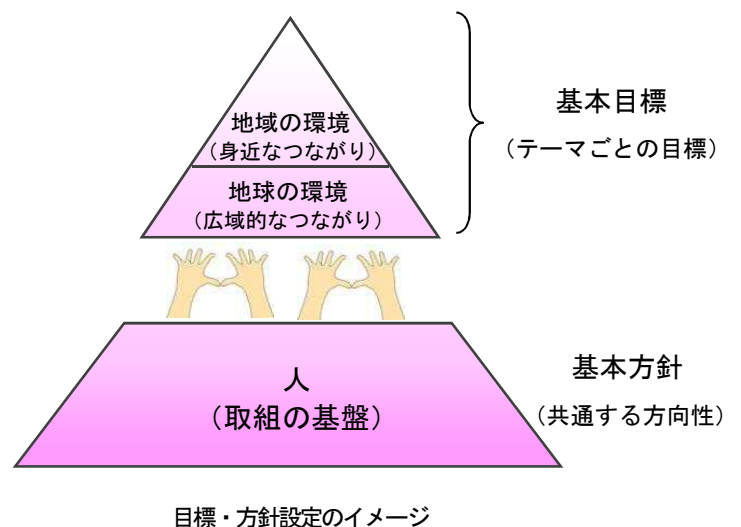
人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや

「人と環境とのすこやかな関わり」とは、人が環境を健全な状態におくことによって、環境が人に快適な暮らしを提供してくれるという「共生」の関わりを表現したものであり、それを市民・事業者・市が参画と協働により築き上げていくことにより、主体的にその価値を認識し、他の地域に向けても発信できる「誇れる」都市として、将来に渡り発展していくという願いを込めています。

2 基本目標・基本方針と施策の方向

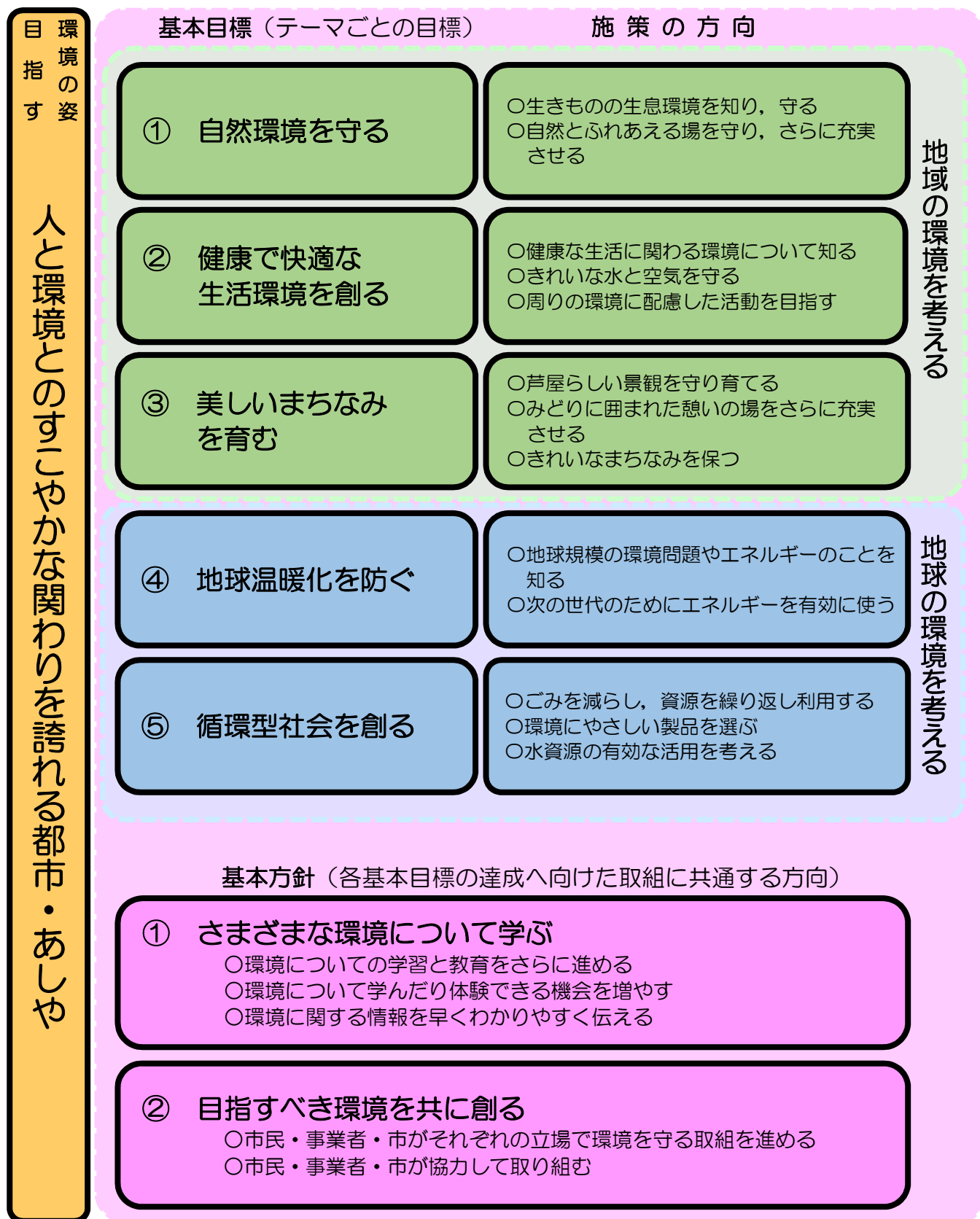
1) 目標・方針設定の考え方

目指す環境の姿を実現するための施策の展開にあたり、身近な「地域の環境」、さらには広域的な「地球の環境」の課題へ対応するため、テーマ(環境の分野)ごとの「基本目標」を設定します。また、各基本目標の達成へ向けた取組に共通する方向性として、市民・事業者・市がそれぞれの立場で「学び・行動」し、さらに「連携・協力」していくことを「基本方針」として設定し、その主体である「人」を取組の基盤と位置付けます。



2) 計画の体系

目指す環境の姿の実現に向け、基本目標及び施策の方向と基本方針を次のように設定します。



第3章 目指す環境の姿の実現に向けて

第1節 自然環境を守る

～生きものに関心を持ち、身近な自然に親しもう～

1 施策の方向と施策 基本目標の達成に向けて実施する施策と取組主体を示します。

施策の方向	施策(取組)	主体		
		市民	事業者	市(行政)
生きもの の 生息環境を 知り、 守る	主な地域の生きものの種類や数について調べ、分かりやすくお知らせします	○	—	◎
	多くの人が参加できるように、いろいろな主体による観察会や講座を実施します	◎	◎	◎
	外来生物*の流入・増殖や在来種*の乱獲を防ぎ、生きものを守ります	◎	○	○
	山の緑の豊かさを引き続き維持するため、自然植生を守ることに努めます	○	○	◎
自然と ふれあえる 場を守り、 さらに 充実させる	山の緑に親しめる場の維持管理に努め、それらを守るための啓発を行います	○	—	◎
	芦屋川や南芦屋浜などの水辺の魅力を守り、さらなる良好な環境維持に努めます	○	—	◎
	公園・学校園、街路樹などの身近な緑や社寺林などのまとまった緑を守ることに努めます	○	—	◎
	より身近な自然とのふれあいの場として、ピオトープ*の適正な維持管理や市民農園*の運営管理を行います	◎	—	◎

◎施策を実施する主体 ○施策に関連する主体

2 指標 施策に関連する項目を指標として設定し、現況値と目指す方向を示します。

指標	現況値と目指す方向	担当部署
市内の主な地域で確認された生きもの(植物・動物)の報告件数(累計)	—注1 ↗	市民生活部
市内で確認された外来生物の報告件数	—注1 ↘	市民生活部
市内で開催された生きものの観察会などの回数注2	7回 (平成25年度) ↗	市民生活部 教育委員会
市民農園の申込者数	233人 (平成25~26年度) ↗	市民生活部

注1：生きものの調査結果などを報告する仕組みを今後検討する
注2：本市が把握している範囲で掲載

↗ は数値の増加を目指す指標
↘ は数値の減少を目指す指標

芦屋市は、阪神間の都市部に位置しながらも、六甲山から芦屋川などの川、そして海へと連なる多様な自然環境を有しています。その中で、私たち人も生きものも、お互いに影響し合いながら生きています。こうした豊かな環境を改めて認識し、生きものにとっての大切な生息環境であることを踏まえて、守り、共生することが必要です。

また、都市で生活する私たちにとって、それら自然や生きものとふれあうことは、心身をリラックスさせることにもつながることから、自然とふれあえる場を大切にし、さらに充実させます。

■環境配慮事項 各主体が環境を保全するために配慮すべき事項の取組例を示します。

- 市民
 - 生きもの調査や自然観察会などのイベントを通じて、自然環境について学びます
 - ブラックバスなどの外来生物の持ち込みや放流をしません
 - ごみを持ち帰るなど、自然環境の美化に努めます
 - 地域でのピオトープ活動に参加します
- 事業者
 - 自然観察会などのイベントに協力します
 - 生きものすみかとなる場所の保全に努めます
 - 自然を守り、育てる活動を行います
 - 自然とふれあえる場の整備を行います
- 市(行政)
 - 市民や事業者と協力し、自然観察会や講座を実施します
 - 自然植生を守り、山の緑に親しめる場の維持管理に努めます
 - 市民や事業者と協力し、緑を守る取組を進めます



山へ散策に行き、自然とふれあう

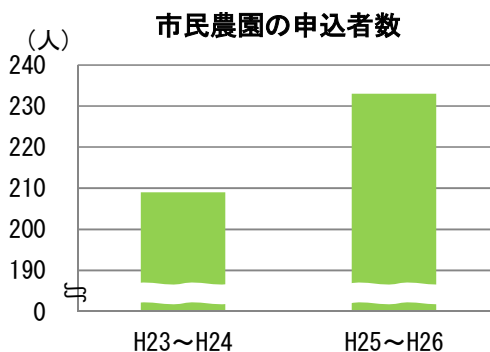


バードウォッチングで生きものを観察する

■主な指標の推移等

市内で開催した生きものの観察会等（平成25年度）

芦屋川河口調査	平成25年4月27日
芦屋川のホタル観察会	平成25年6月8日
宮川の生きもの観察会	平成25年6月23日
宮川の河口域での生きもの観察会	平成25年7月23日
芦屋川の生きもの観察会	平成25年7月27日
芦屋川上流での生きもの観察会	平成25年8月6日
仲ノ池環境学習会	平成25年10月30日 平成25年11月3日、4日



これまでの主な取組

(1) 自然環境の状況把握

本市の附属機関である芦屋市環境づくり推進会議が主体となり、仲ノ池、南芦屋浜、芦屋川・宮川を観察フィールドとして、市民を対象とした自然観察会・生きもの観察会を開催しました。その活動記録を冊子にまとめて市民に無料で配布しています。



芦屋市環境づくり推進会議による活動の記録

(2) 生きものの生息環境の保全

本市では、財産共有区におけるマツ枯れ*被害木の伐倒駆除事業を進めるとともに、個人所有地での駆除に対する補助を行い、市内山林のマツ枯れの蔓延防止に努めています。

また、仲ノ池の改修工事の際には、外来生物*の駆除を行うとともに、市民及び児童を対象とした環境学習会を実施しました。学習会では、仲ノ池に生息する生きものについての解説や、外来生物の生態系*に与える影響について説明を行いました。



仲ノ池改修工事における環境学習会の風景

そのほか、「サギスゲ」という貴重な植物が自生している奥池南町の「いもり池」について、所有者や地域団体の協力により保全に努めています。

(3) 人と自然とのふれあいの場の保全

ビオトープ*の設置や市民農園*の利用を通じて、市民が自然とふれあう場を提供しています。

また、体験型の環境学習会として、芦屋川上流などでの水生生物観察会や星空観察会などを開催しています。

保全活動としては、公園・緑地などの維持管理及び街路樹の育成管理、学校園の緑の保全を行っています。また、ビオトープの適正な維持管理、社寺林などのまとまった緑の保全についての啓発や ASHIYA どんぐり大作戦による「どんぐり」という身近な題材を通じた緑を守る大切さについての意識啓発を行っています。



星空観察会の風景

市民農園の概要

名称	所在地	区画数
岩園第2市民農園	岩園町 224 番地の 1	35
六麓荘市民農園	六麓荘町 182 番地, 185 番地の 6	51

現状と課題

(1) 市内に生息する生きものの変化

兵庫県レッドリスト*によると、芦屋市域を生息分布域とするものとして、Aランクの生きものが13種類確認されています。

また、市内の生きもの及び生息環境についても植生が大きく変化し、在来種*の減少や地球温暖化による生息する生物種の変化などが認められることから、継続的な状況の把握や保全に向けた取組が必要です。

(2) 環境教育・環境学習*の必要性

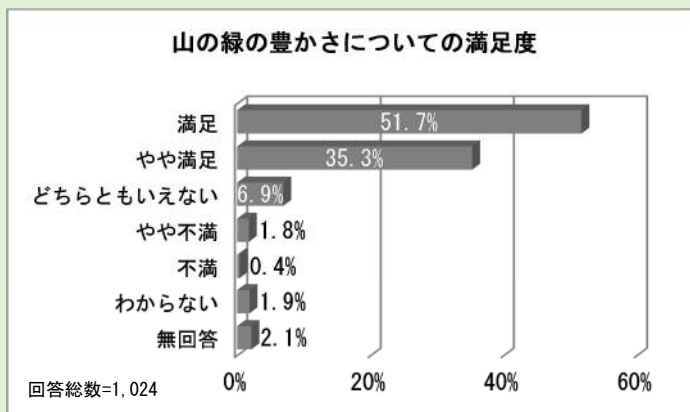
市内に生息する生物種に変化が見られ、その原因として人為的な影響も少なくないといえることから、市民や事業者を対象とした環境教育や環境学習などを通じて、自然や生態系の大切さを学び、生きものを守る行動に結びつけていく必要があります。

(3) 緑を守り育てる取組

平成26年8月に実施した芦屋市の環境に関するアンケート調査(以下「アンケート調査」と言う。)の結果によると、山の緑の豊かさについて満足と答えた市民の割合が高く、10年前の前回調査との比較でも満足度の向上が見られていることから、引き続き、山林などの緑を守る取組が求められているといえます。

また、広く自然環境として捉えた場合にも、その保全に向けては、「緑や水に親しめる散策路などの整備」や「緑と水の連続性の確保」といった取組を挙げる人の割合が高くなっています。

カテゴリー/分類群/目名		種数
植物	ミズゴケ目	1
	湿地植物群落	1
鳥類	スズメ目	5
	タカ目	1
	ブッポウソウ目	1
	ペリカン目	1
	ヨタカ目	1
昆虫類	チョウ目	2
合計		13



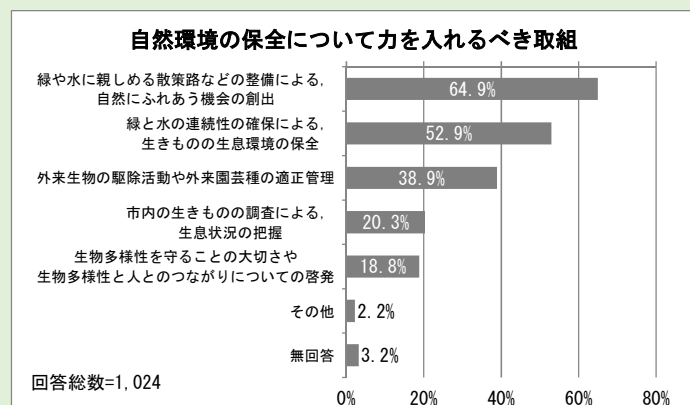
アンケート調査

兵庫県レッドデータブックにおいてAランクに指定されている生きものの種類と種数
資料：兵庫県レッドリスト2010～2014（兵庫県）



地球温暖化の影響により越冬が可能となったイシガケチョウ

出典：芦屋の自然



アンケート調査

第3章 目指す環境の姿の実現に向けて

第2節 健康で快適な生活環境を創る

～きれいな水と空気・静けさを大切にしよう～

1 施策の方向と施策 基本目標の達成に向けて実施する施策と取組主体を示します。

施策の方向	施策(取組)	主体		
		市民	事業者	市(行政)
健康な生活に関わる環境について知る	大気質、騒音・振動、交通量、河川水質などについて、定期的な環境測定・調査を行い、その結果を公表します	○	○	◎
	空間放射線量*や微小粒子状物質(PM2.5)*など、健康な生活に関わる新たな環境問題に関する情報を収集・発信します	○	○	◎
きれいな水と空気をを守る	公共交通機関や低公害車*の利用などにより、自動車による公害を減らします	◎	◎	○
	生活排水などの排水方法の指導を行い、公共水域の水質を守ります	○	○	◎
	良好な大気環境・水質を守るため、解体による有害物質の飛散防止など、法令や規制を遵守します	—	◎	○
周りの環境に配慮した活動を	特定建設作業*の実施や特定施設*の設置の際に、事前に届出を提出し、周辺住民への周知徹底など、騒音・振動による被害の防止に努めます	—	◎	○
	悪臭や騒音により周辺の人に迷惑をかけないようにします	◎	◎	○

◎施策を実施する主体 ○施策に関連する主体

2 指標 施策に関連する項目を指標として設定し、現況値と目指す方向を示します。

指標	現況値と目指す方向	担当部署
環境の測定結果等		
①微小粒子状物質(年間平均値)注1	①16.7 μg*/m ³	市民生活部
②光化学オキシダント*(環境基準超過時間注2)	②344時間	
③自動車騒音(環境基準達成状況)	③7地点達成/14地点 (平成25年度)	
環境に関する本市ホームページへの年間アクセス数	10,525件 (平成25年度)	市民生活部
騒音・振動・悪臭の苦情件数	16件 (平成25年度)	市民生活部

注1: 打出自排局測定結果による

注2: 昼間(5時~20時)の1時間値が0.06ppm*を超過した年間の時間を指す

↘ は数値の増加を目指す指標
↙ は数値の減少を目指す指標

将来にわたって、私たちが健康で快適に暮らしていくためには、公害を未然に防止し、身近な環境を良好に保つことが重要です。特に、緑豊かな高質な都市空間を誇る本市においては、より一層、オアシスのように心が和む環境の保全を図ります。

そのため、私たちは、自分の周りの生活環境について知り、環境の基盤である水と空気をきれいに保つ取組を進めるとともに、一人ひとりが周囲の環境にも配慮して、身近な環境を守る生活スタイルを実践するよう努める必要があります。

■環境配慮事項 各主体が環境を保全するために配慮すべき事項の取組例を示します。

市民 ○インターネットや本市の広報などを利用して大気の測定結果などの生活環境に関する情報を収集します

○自家用車の代わりに公共交通機関を利用します

○天ぷらなどに使用した油は排水口に流さないようにします

○家庭からの音により近隣に迷惑をかけないようにします

事業者 ○事業用車両を導入する際は、低公害車を選択します

○排水基準をはじめ大気環境・水質等に関する法令の遵守を徹底します

○騒音が発生する事業所では防音壁を設置するなど、騒音防止に努めます

○臭気を発生するような設備は、脱臭装置を設置するなど、悪臭防止に努めます

市(行政) ○「広報あしや」や本市ホームページにより、大気の測定結果など生活環境に関する情報を発信します

○公用車への低公害車の導入を進めるとともに、市民・事業者における低公害車の利用を促進します

○国や県との連携により、良好な大気環境や水質を守る取組を実施します

○近隣騒音発生防止のための意識啓発を行います

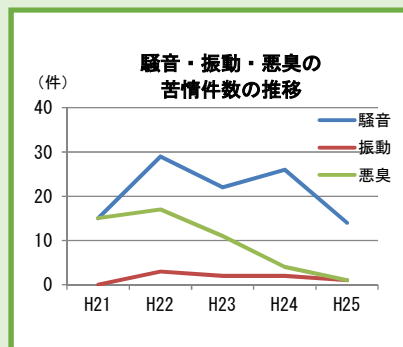
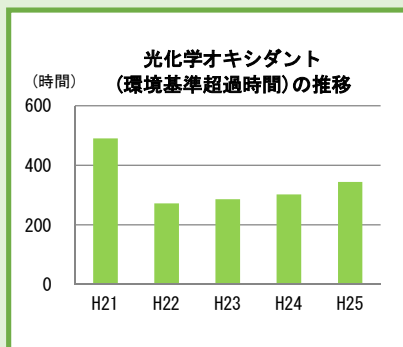
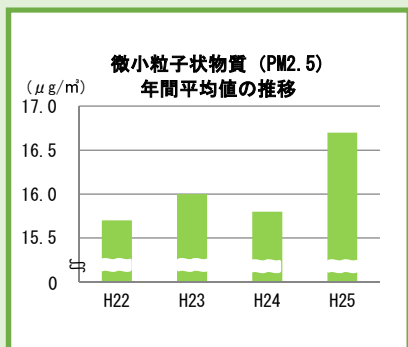


移動には公共交通機関を利用する



停車時はアイドリングストップをする

■主な指標の推移



これまでの主な取組

(1) 生活環境の把握

本市では、公害に関する情報を把握するため、大気環境、騒音・振動、交通量を測定するとともに、県が測定する水質や有害化学物質*などの情報について把握を行っています。

特に大気環境については、市内5箇所¹に常時監視測定局(右図の★)を設置するほか、測定情報を補完するため、移動測定車を用いて測定し、情報の把握に努めています。また、近年では空間放射線量*や微小粒子状物質(PM2.5)*の測定もを行っています。



大気汚染常時監視測定局位置図

(2) 大気環境の改善

本市は、「阪神地域ノーマイカーデー推進連絡会」の構成団体として、毎月20日にノーマイカーデーを実施しています。通勤、通学などによる自動車使用の自粛を呼びかけ、自動車公害対策を図っています。

また、特に交通量の多い高速神戸西宮線(阪神高速3号神戸線)及び国道43号における自動車公害対策に関しては、尼崎市、西宮市、芦屋市の三市が連携して、道路管理者である国及び関連機関に対し、環境基準*を継続的・安定的に達成するために、さらなる対策の推進を行うよう要望を行っています。

市民や事業者に対する低公害車*の普及促進を図るため、市内事業者に対し、低公害車の導入補助を実施しています。

また、本市の公用車への低公害車の導入を進めています。



本市の低公害車
(ハイブリッド車、天然ガス車)

(3) 騒音の軽減

道路交通騒音対策として、山手幹線街路事業において遮音壁*や吸音板などの設置を行い、また、排水性舗装(低騒音舗装*)の導入などに取り組みました。

そのほか、市内で特定建設作業*の実施や特定施設*の設置を行う際には、事前の届出を求めるとともに、周辺住民に対する騒音・振動の影響に配慮するよう指導を行っています。

また、工場などにおける事業活動に伴って発生する騒音や特定施設からの騒音などに関する苦情のほか、日常生活において発生する生活騒音*についての相談に対しても、個々の状況に応じて対応しています。



山手幹線の遮音壁

現状と課題

(1) 生活環境に対する市民の満足度・関心

アンケート調査結果によると、川や池、海の水のきれいさに対する満足度が比較的低くなっています。しかし、10年前のアンケート調査との比較では満足度の向上が見られ、実際に河川の水質について芦屋川、宮川で行った水質の測定では、いずれも環境基準を満たしています。このことは、環境基準の達成だけでなく、より高いレベルのきれいさを求める声の表れとも考えられます。

また、微小粒子状物質（PM2.5）などの新たな環境問題や市域の環境に影響を及ぼす可能性のある案件などに関して、一層の情報収集や市民への迅速な公開に努める必要があります。

(2) 大気環境の現状

大気環境に関する調査によると、浮遊粒子状物質（SPM）*や微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント*において、一部環境基準を超過している地点や項目が認められます。

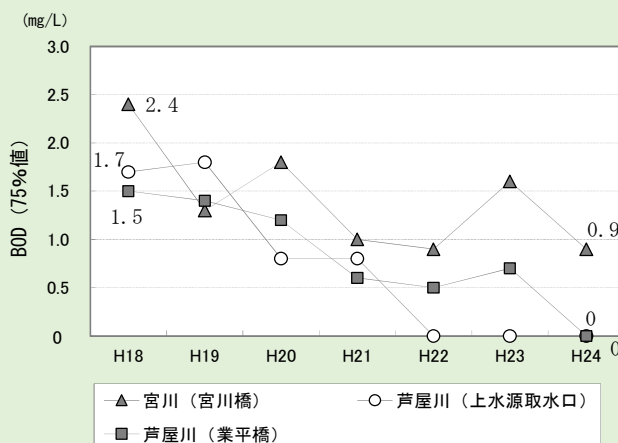
(3) 騒音の現状

自動車騒音のモニタリング結果によると、昼間及び夜間の双方において環境基準を超過している地点が認められます。

また、本市に寄せられる苦情のうち、騒音に関する苦情は、約7割を占めています。



アンケート調査結果



注：BOD* (75%値) が0.5mg/L未滿の場合は0となる

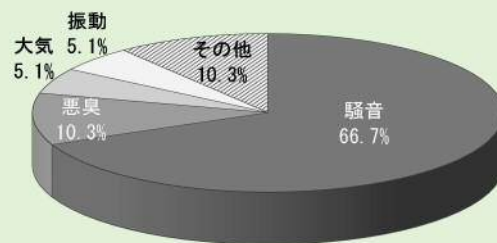
河川の水質測定結果の推移 (BOD)

出典：環境白書平成25年度版（兵庫県）

芦屋市の主要道路における騒音測定結果（平成24年度）

道路名	測定地点	測定期間	騒音(等価騒音レベル) 単位dB	
			昼 (6~22時)	夜 (22~6時)
市道防潮堤線	新浜町1番	H24.8.20~8.29	63	56
		環境基準	60	55
		要請限度	70	65
市道山手幹線	大原町15番	H25.2.18~2.27	66	62
		環境基準	60	55
		要請限度	70	65
国道43号線 +阪神高速道路	打出自排局	H24.6.26~7.9	70	67
		H24.9.3~9.5	71	68
		H25.3.18~3.27	68	65
		環境基準	70	65
		要請限度	75	70

出典：芦屋市の環境（平成24年度版）



公害問題苦情の内訳（平成24年度）

出典：芦屋市統計書（平成25年度版）

第3節 美しいまちなみを育む

～緑いっぱいのきれいなまちにしよう～

1 施策の方向と施策 基本目標の達成に向けて実施する施策と取組主体を示します。

施策の方向	施策(取組)	主体		
		市民	事業者	市(行政)
芦屋らしい景観を 守り育てる	市域の「やま・まち・海」の3つのゾーンに基づき、統一感のあるまちなみを形成します	◎	◎	◎
	芦屋川周辺を特別景観地区*に指定するなど、市内の特徴のある景観を守ることに努めます	○	○	◎
	貴重な遺跡や旧跡などの歴史資源、良好な景観の形成に重要な建造物・樹木などの景観資源を守ることに努めます	○	○	◎
憩いの場をさらに みどりに囲まれた 充実させる	都市公園や道路の緑など、公共空間における緑の質の向上を図ります	○	—	◎
	住宅や事業所の敷地内など、市内の民有地の緑化に努めます	◎	◎	○
	ガーデニングや植木など、家庭における身近な緑化に取り組みます	◎	○	○
きれいな まちなみを 保つ	自主的な清掃活動・美化活動を行い、まちの美化に努めます	◎	◎	○
	ポイ捨てや放置自転車をなくし、まちの美観の維持・向上に努めます	◎	○	○

◎施策を実施する主体 ○施策に関連する主体

2 指標 施策に関連する項目を指標として設定し、現況値と目指す方向を示します。

指標	現況値と目指す方向	担当部署
景観地区における建築物の計画認定件数	456件 (平成25年度) ↗	都市建設部
緑の保全地区内行為届出件数	49件 (平成25年度末) ↗	都市建設部
オープンガーデン*の参加者数	81人(団体) (平成26年度) ↗	都市建設部
芦屋市緑化事業助成件数	16件 (平成25年度) ↗	都市建設部
放置自転車の撤去数	2,076台 (平成25年度) ↘	都市建設部

↗ は数値の増加を目指す指標
↘ は数値の減少を目指す指標

本市は、良好な住宅地景観と緑豊かな六甲の山並み、美しい並木に囲まれた芦屋川などの自然が織り成す気品と風格のある景観を保有しています。この芦屋らしい美しい景観を守り、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、美しい景観を保つための規制を行い、まち中の緑を育み、市民の憩いの場の創出を図るとともに、まちなみの美化に関する、市民一人ひとり、さらには事業者・市との協働による取組を推進し、より一層きれいで美しいまちなみを形成していきます。

■環境配慮事項 各主体が環境を保全するために配慮すべき事項の取組例を示します。

- 市民
 - 家の敷地に花の咲く木や実のなる木を植えるなど、町内の緑化に取り組みます
 - 地域の清掃活動などを積極的に行います
 - たばこの吸い殻や空き缶、ごみのポイ捨てをしません
- 事業者
 - 屋外広告物などは、周辺の景観との調和を図ります
 - 事業により改変された緑地などの保全を図ります
 - 建物の屋上や壁面など、事業所敷地内の緑化に努めます
 - 地域の清掃活動に積極的に参加します
- 市(行政)
 - 景観地区を指定し、まちなみを保全・育成します
 - 指定文化財をはじめとする歴史資源の保全に努めます
 - 公園・緑地の整備、保全を図ります
 - 緑化や美化に関する市民活動のPRや市民参加の取組を推進します
 - 安全で快適な道路環境を目指し、放置自転車をなくす取組を推進します



花壇に苗を植える

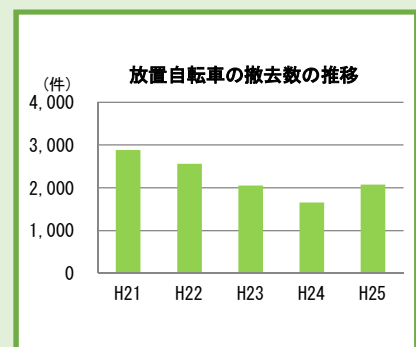
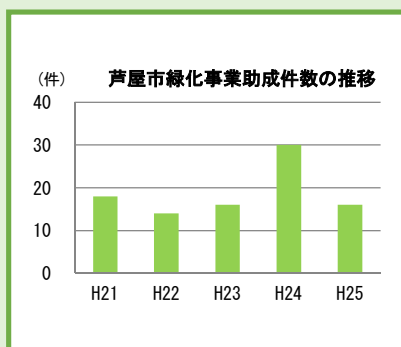
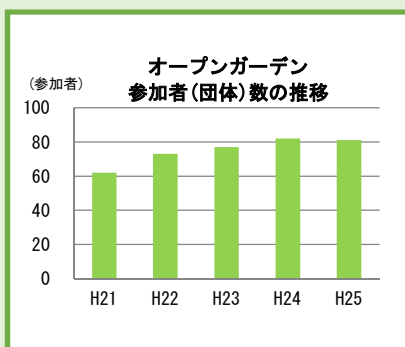


地域の歴史資源を守る



地域における清掃活動の実施

■主な指標の推移



これまでの主な取組

(1) 美しいまちなみの計画的な保全と創造

本市では、市域全体を景観地区*に指定し、良好な都市景観の形成及び維持管理を図っています。また、風致地区*に隣接した地域を「緑の保全地区」に指定し、緑化推進について独自の取組を展開しています。

また、遺跡周辺の草刈やアクセス道の整備、解説板の設置・補修などを通じて、歴史資源の保全と魅力あるまちづくりを進めています。

平成18年度からは、「芦屋オープンガーデン」を企画・開催し、市内にある緑・庭園を広く市民に紹介しています。また、オープンガーデン*の開催に併せて、セミナーや参加者の交流会を行い、市民の緑化に対する関心を高めています。



オープンガーデンの様子

(2) 官民一体となった緑化の推進

芦屋市総合公園や南芦屋浜地区都市公園を整備し、花と緑のネットワークを構築するとともに、住民の憩いの場、防災拠点として活用しています。

山手幹線のポケットパーク*や公共施設の花壇の整備など、公共空間における緑化を進めてきました。また、民有地の生垣や壁面緑化に対する補助事業や市民による花壇の育成管理補助、緑化基金への寄附などを通じて民有地の緑化を支援しています。



山手幹線のポケットパーク

花と緑に関する助成制度

名称	対象	助成金額
芦屋市緑化事業助成制度	市内で緑化事業を実施する市民、事業者など	対象事業の2分の1 (上限10万円)
住民緑化団体育成事業に関わる助成	市内で緑化活動をする団体	プランター、花壇、街路樹などの種類や規模に応じて助成 (上限5万円)

(3) まちなみの美化

芦屋わがまちクリーン作戦*、ハイキングコースの清掃活動など、市民参加による美化活動に取り組んでいます。

また、芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例により、たばこの吸殻や空き缶などのポイ捨てを禁止したほか、市内16箇所の市営自転車駐輪場の適正な維持管理を行うとともに放置禁止区域内の自転車などに対して警告や移送を行うことにより、通行者の安全と街の美観の保全、ひいては防犯や青少年の健全な育成にもつながる取組を進めています。



芦屋わがまちクリーン作戦の様子

現状と課題

(1) まちなみの満足度

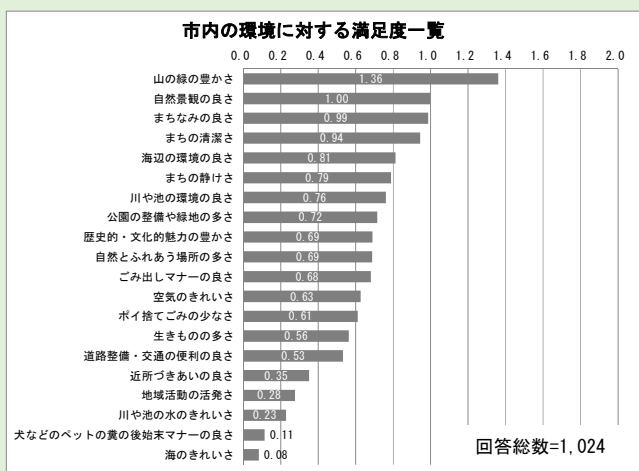
本市では都市景観に配慮したまちづくりが進められており、アンケート調査によると、「まちなみの良さ」についての満足度が高くなっています。

(2) 緑に対する市民の意識

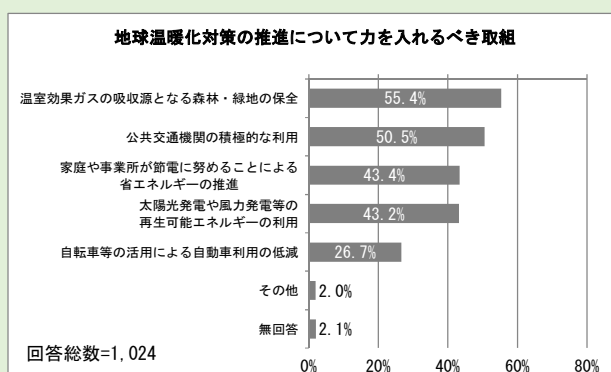
本市では芦屋市庭園都市宣言により、緑いっぱいのまちづくりを推進していますが、アンケート調査によると、「庭やベランダなどで緑や草花を育てること」を「ときどきしている人」及び「したことがない人」の割合が3割以上を占めています。また、地球温暖化対策の推進について力を入れるべき取組として、「温室効果ガス*の吸収源となる森林・緑地の保全」を挙げる人の割合が高くなっており、さらなる緑化を求める声が見られます。

(3) 美しいまちなみを守るためのマナー向上

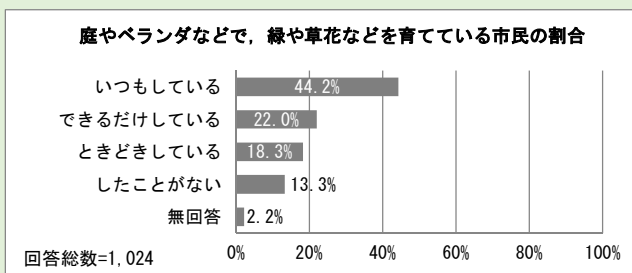
環境美化に関する市民マナーの向上は進められていますが、アンケート調査によると、「犬などのペットの糞の後始末マナーの良さ」についての満足度が低くなっています。また、美しいまちなみの保全について力を入れるべき取組として、「駐輪やごみのポイ捨てについてのマナーの順守」を挙げる人の割合が最も高くなっています。これらのことなど、ポイ捨てやペットの糞の後始末などのマナー向上を求める声が見られます。



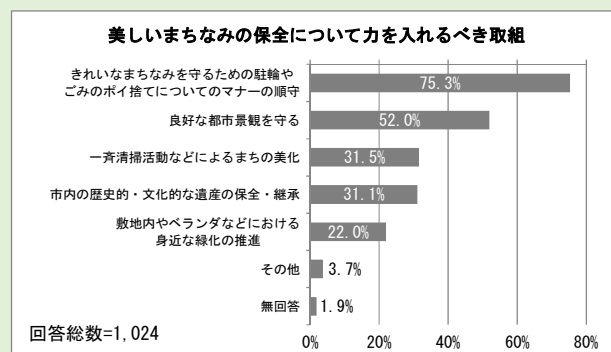
アンケート調査



アンケート調査



アンケート調査



アンケート調査

第4節 地球温暖化を防ぐ

～省エネ・再エネに関心を持ち、エネルギーを大切に使おう～

1 施策の方向と施策 基本目標の達成に向けて実施する施策と取組主体を示します。

施策の方向	施策(取組)	主体		
		市民	事業者	市(行政)
地球規模の環境問題やエネルギーのことを知る	温室効果ガス削減のため、自らのエネルギー使用量を把握し、エネルギー使用量削減に努めます	◎	◎	◎
	身近な暮らしや事業活動における節電・省エネ行動について学び、地球温暖化問題に関心を持ちます	◎	◎	○
	学校園での節電・省エネの取組に進んで参加し、地球温暖化問題などの環境問題に興味を持ちます	◎	—	○

エネルギーを有効に使う 次の世代のために	公共施設などへの省エネルギー機器の導入及び再生可能エネルギー*の利用を進めます	—	—	◎
	家庭及び事業所における省エネルギー機器の導入及び再生可能エネルギーの利用を進めます	◎	◎	○
	家庭でできる節電やエコドライブなど、身近な取組の実践に努めます	◎	○	○

◎施策を実施する主体 ○施策に関連する主体

2 指標 施策に関連する項目を指標として設定し、現況値と目指す方向を示します。

指標	現況値と目指す方向	担当部署
本市の事務事業における温室効果ガス排出量	12,695 t -CO ₂ (平成 25 年度)	↘ 市民生活部
公立小学校における省エネプロジェクトによる削減量(基準年比)	4.3% ^{注1} (平成 25 年)	↗ 教育委員会
市内の住宅用太陽光発電システムの出力(累計) ^{注2}	1,124 kW (平成 25 年度末)	↗ 市民生活部
公共施設への再生可能エネルギー導入件数(累計)	14 件 (平成 25 年度末)	↗ 都市建設部

注1：平成22年1月から12月を基準年とし、平成25年1月から12月の電気・ガスの使用量(原油使用換算値)を比較

注2：芦屋市住宅用太陽光発電システム補助金交付件数による

↗ は数値の増加を目指す指標
↘ は数値の減少を目指す指標

私たちの日常生活や事業活動によって排出される温室効果ガス*は、地球環境に多大な影響を及ぼす地球温暖化の原因となっています。温室効果ガスの大半がエネルギーの使用に起因していることを踏まえ、地球温暖化防止に向けてエネルギーをかしこく（スマートに）使う低炭素社会*の構築を目指す必要があります。

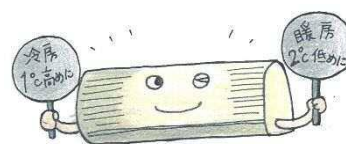
そのため、私たちが普段使用しているエネルギーのことを知り、エネルギーの有効利用へ向けた取組を進めます。

■環境配慮事項 各主体が環境を保全するために配慮すべき事項の取組例を示します。

- 市民
 - 家庭での電気、ガスなどのエネルギー使用量を把握し、省エネに取り組みます
 - LED照明*や高効率給湯器*などの省エネルギー機器を導入します
 - 太陽光発電や太陽熱温水器を導入し、再生可能エネルギーを利用します
 - 不要な照明の消灯やエアコンの設定温度を緩和します
- 事業者
 - エネルギー使用量や環境負荷などを把握し、職場内で見える化を行うなど、従業員への意識啓発を図ります
 - 製造工程を見直し、省エネ化を推進します
 - 機器の入れ替えの際には、省エネ効果の高い機器を積極的に導入します
- 市(行政)
 - 芦屋市環境保全率先実行計画*を推進し、温室効果ガスの削減に取り組みます
 - 地球温暖化防止に関する情報を提供し、啓発活動を推進します
 - 省エネルギー設備や再生可能エネルギーの利用に向けた支援を行います
 - 学校園において児童・生徒と一緒に節電・省エネの取組を推進します

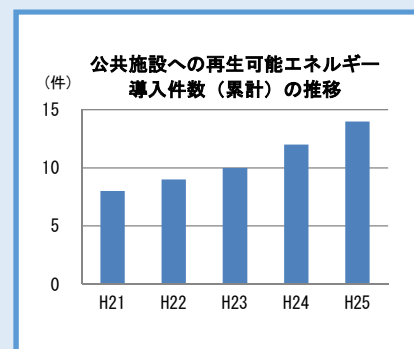
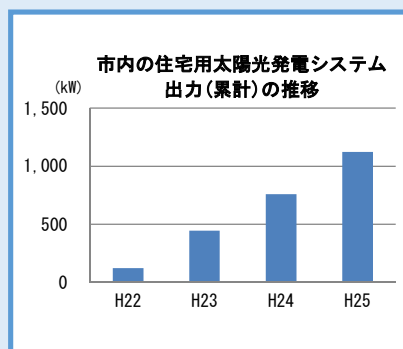
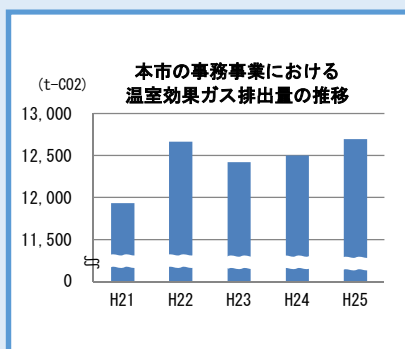


使わない家電はコンセントを抜く



エアコンの設定温度を緩和する

■主な指標の推移



これまでの主な取組

(1) 本市の率先的取組の推進

本市では、平成23年に策定した「第3次芦屋市環境保全率先実行計画*」に基づいて、本市の事務事業における温室効果ガス*排出量の削減を進めており、昼休み時間における執務室の消灯などの節電の取組や裏紙使用などによる紙資源使用量の削減の取組に努めています。

「第3次芦屋市環境保全率先実行計画」の取組結果については、本市のホームページで公開しています。

(2) 市民の参画と協働

兵庫県地球温暖化防止活動推進員と協働して、打ち水大作戦*、ライトダウンキャンペーン*などのイベント、緑のカーテン*の普及、あしや秋まつりでの地球温暖化啓発ブースの出店などの取組を実施し、市民参画による地球温暖化防止の普及啓発活動を進めています。

また、小中学校における省エネルギーの推進として、エネルギーの削減を達成した学校に自由に物品を購入できる費用を還元することで、児童・生徒の一人ひとりが目標を持ち省エネルギーに取り組む仕組みを実施しています。

(3) 地球温暖化対策の推進

再生可能エネルギー*については、市役所本庁舎や学校の一部などにおいて太陽光発電システムを導入し、公共施設における再生可能エネルギーの利用を進めています。また、市民に対する住宅用太陽光発電システム設置補助制度により、再生可能エネルギーの普及に努めています。

一方、省エネルギーについては、公共施設の設備更新時などにおいて、空調設備の省エネルギー機器の導入やLED照明*の採用、人感センサーの設置などを行うほか、公益灯のLED化も計画的に進めています。



打ち水大作戦の様子



あしや秋まつりでの地球温暖化啓発ブースの様子



打出浜小学校に設置した太陽光発電システム

住宅用太陽光発電システム設置補助制度（平成26年度）

名称	対象	補助金額
住宅用太陽光発電システム設置補助制度	市内に住所を有する方で自ら居住する芦屋市内の住宅に対象システムを設置した個人	1kW当たり1万5千円 (上限5万円)

現状と課題

(1) 温室効果ガス削減に向けた取組の必要性

地球温暖化の原因である温室効果ガスの増加は、人為的な活動によるものであることが明らかとなっています。本市の事務事業における温室効果ガス排出量のほとんどを二酸化炭素が占めており、このうち約8割が電気の使用によるものとなっています。また、福祉センターなどの新たな公共施設の開設などの影響もあり、本市の事務事業からの温室効果ガス排出量は、増加傾向にあります。

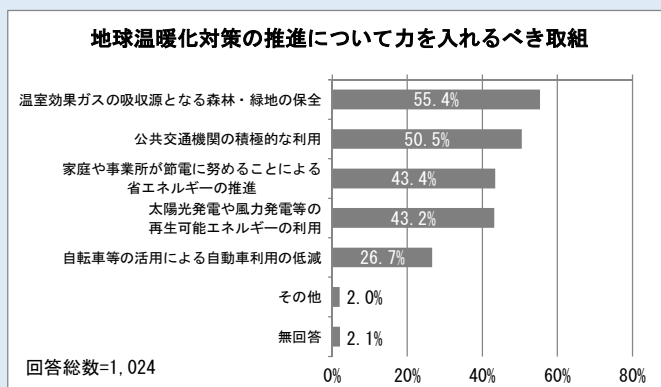
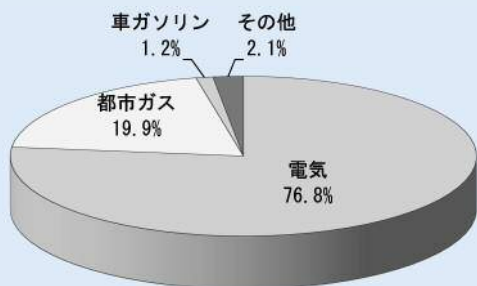
地球温暖化防止の普及活動を進めていますが、市民・事業者・市（行政）が一体となって取り組む体制は、構築されていません。

(2) 地球温暖化対策の具体的な取組の方向性

東日本大震災を契機として、あらゆる分野で節電・省エネや再生可能エネルギーに関する技術開発や提案がなされています。アンケート調査によると、地球温暖化対策として力を入れるべき取組として「家庭や事業所における省エネルギーの推進」や「再生可能エネルギーの利用」を挙げた人の割合が約4割を占めています。また、10年前の同調査と比較の結果においても、特に児童において節水や公共交通機関の代替利用への取組率が上昇しています。

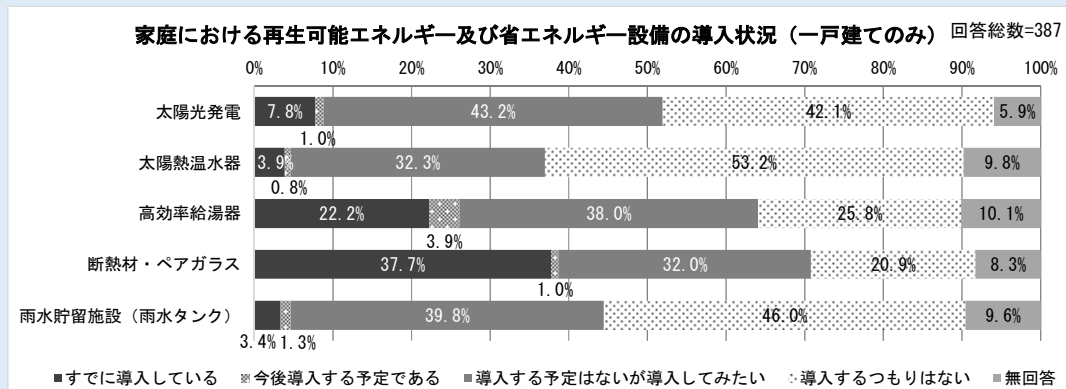
そのほか、一戸建て住宅の家庭において、太陽光発電については約8%、高効率給湯器*については既に約22%の家庭で導入しており、また、「導入してみたい」と回答した人の割合がどちらも約4割を占めるなど関心が高くなっています。

今後は、市域における再生可能エネルギー利用の可能性も含めたエネルギーの有効利用について、安全性も踏まえた考察を進めていく必要があります。



本市の事務事業における温室効果ガス排出量の内訳

アンケート調査



アンケート調査

第5節 循環型社会を創る

～ごみを減らし、資源を大切にしよう～

1 施策の方向と施策 基本目標の達成に向けて実施する施策と取組主体を示します。

施策の方向	施策(取組)	主体		
		市民	事業者	市(行政)
ごみを減らし、資源を繰り返し利用する	マイバッグの持参やごみ出しルールの徹底などにより、ごみの減量に努めます	◎	◎	○
	リユースフェスタ*などのイベントへの参加や「スリム・リサイクル宣言の店*」の充実により、3R*活動に取り組みます	◎	◎	○
	ごみの処理に伴う環境負荷の低減を図るため、施設・設備の適正な維持管理と保守点検を行います	—	—	◎
環境にやさしい製品を選ぶ	グリーン購入*の対象製品や環境保全上のメリットについて学びます	◎	○	○
	一人ひとりの取組に加えて、本市や事業者は率先してグリーン購入対象製品を利用します	◎	◎	◎
水資源の有効な活用を考える	資源循環における水循環の確保に配慮した取組の重要性についての啓発を進めます	○	○	◎
	歩道への透水性舗装*や雨水浸透柵*、雨水貯留施設*などの導入により、雨水の有効利用を進めます	○	○	◎

◎施策を実施する主体 ○施策に関連する主体

2 指標 施策に関連する項目を指標として設定し、現況値と目指す方向を示します。

指標	現況値と目指す方向	担当部署
市民1人当たりの1日のごみ排出量	944g (平成25年度)	↘ 市民生活部
リサイクル率	16.8% (平成25年度)	↗ 市民生活部
スリム・リサイクル宣言の店舗数	46店舗 (平成25年度)	↗ 市民生活部
環境処理センターの施設見学者の年間合計	924人 (平成25年度)	↗ 市民生活部
リユースに関するイベントの年間来場者数	282人 (平成25年度)	↗ 市民生活部

↘ は数値の増加を目指す指標
↗ は数値の減少を目指す指標

日本は、日常生活や事業活動に必要な資源の大半を諸外国に依存しており、それらの移動に伴うエネルギーや、資源を消費した後の廃棄物の発生は、環境に多大な負荷を与えています。こうした環境への負荷を低減するため、私たちは資源の採取、生産、消費、廃棄など社会経済活動のあらゆる段階において廃棄物や環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す必要があります。また、私たちの生活に欠かせない水についても、有効活用を通じて水循環を守ります。

■環境配慮事項 各主体が環境を保全するために配慮すべき事項の取組例を示します。

- 市民**
- 買い物の際は、マイバッグを持参して、レジ袋を断ります
 - フリーマーケットやリサイクルショップを利用して、リユース活動をしませう
 - グリーン購入対象製品を優先的に購入します
 - 雨水貯留施設を導入して、雨水を有効利用します
- 事業者**
- 梱包の簡素化、梱包材の再利用を行います
 - 廃棄物などの処理は、定められた方法を遵守します
 - グリーン購入の対象製品の販売に積極的に取り組みます
 - 社内の事業活動においても、グリーン購入対象製品を率先して購入します
- 市(行政)**
- ごみの分別やごみ出しのルールが徹底されるよう周知します
 - 環境処理センターにおいて施設見学を行うなど、ごみの適正処理に関する意識啓発を図ります
 - グリーン購入促進のための啓発活動を行います
 - 透水性舗装の歩道を増やします



詰め替え用の製品を購入する

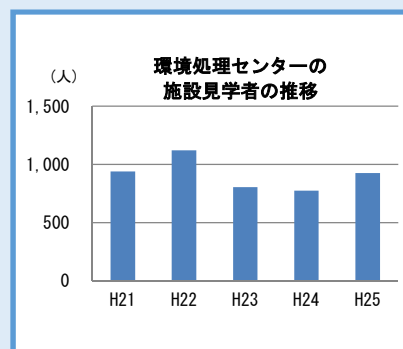
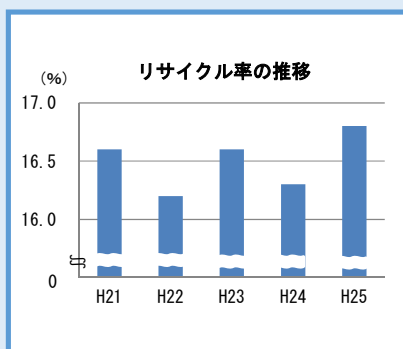
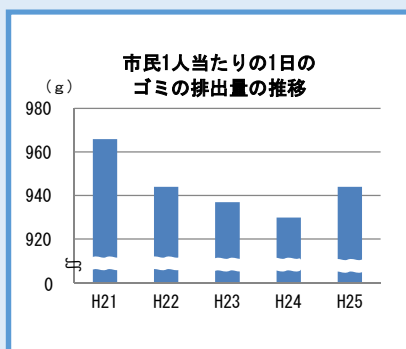


資源は分別して収集する



水資源を大切に使う

■主な指標の推移



これまでの主な取組

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

本市では、家庭ごみハンドブックの各戸配布、マイバッグキャンペーン*の実施、環境処理センターへの持ち込みごみの予約制を導入し、ごみ削減目標達成に向けた取組を進めています。

また、リユースフェスタ*、フリーマーケット、ポスター展を開催し、ごみ減量に向けた意識啓発活動を行っているほか、再生資源持ち去り防止パトロールを実施するなどの取組により、市民と共に行うリサイクルシステムを推進しています。

これらについては、芦屋市廃棄物減量等推進審議会において、一般廃棄物処理の基本方針、減量及び再資源化の推進、分別収集の実施、意識啓発などの取組方針を協議し、5R*（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）を進めてきましたが、今後は特に3R*（リデュース、リユース、リサイクル）について重点的に配慮した生活の定着へ向けたさらなる啓発を進めていくこととしています。



リユースフェスタの様子



環境パネル展の様子

(2) ごみの適正処理の推進

ごみ焼却施設の適正な運転により、ごみ焼却に伴う周辺における環境負荷の低減に努めています。

また、公害防止協定に基づいて継続的な監視に取り組んでいるほか、施設見学会を開催し、ごみの適正処理の必要性についての意識啓発を行っています。

(3) グリーン購入*の推進

本市では、芦屋市環境保全率先実行計画*取組項目としてグリーン購入の拡大を掲げ、本市で使用する物品等の購入に当たっては、環境負荷の少ない製品等の購入に努めています。

また、「スリム・リサイクル宣言の店*」を通じて、簡易包装や資源ごみの再資源化を支援する店舗の拡大に取り組んでいます。



スリム・リサイクル宣言店の表示

(4) 不法投棄対策の推進

本市では、芦屋警察署などの関係機関 18 団体で構成する「芦屋市不法投棄防止協議会」を開催し、不法投棄の現状、問題点や実効性のある啓発活動などについて協議しています。

また、兵庫県阪神北県民局が主催する「(仮称) 阪神地域廃棄物対策協議会」に参加し、阪神間の自治体と情報を共有し、連携を強化していくこととしています。

現状と課題

(1) ごみの排出量の削減，リサイクルの推進

市内で発生するごみの約 9 割は、「燃やすごみ」で占められています。また、アンケート調査によると、ごみのポイ捨てやごみ出しマナーの悪さを指摘する人が多く見られ、マイバッグの持参については、一部で「面倒くさい」という理由で実施されていません。また、10 年前の前回調査と比較すると、児童・生徒においてごみを減らす活動やリサイクル活動への取組率の向上が見られています。今後は、近隣各市の動向を踏まえながら、さらなるごみ減量の推進方策としてごみの有料化についても検討を進める必要があります。

また、ごみのエネルギー化を進めるべきとの意見も見られ、環境処理センターにおけるエネルギーの回収について検討する余地があります。

(2) ごみの適正処理

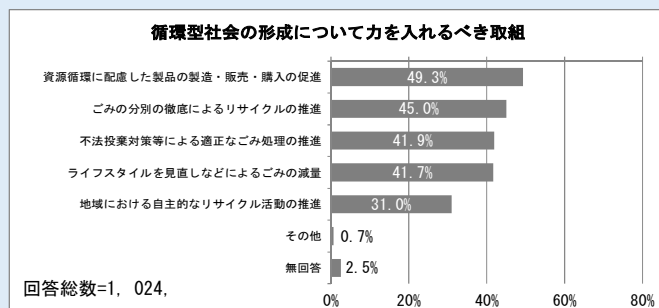
ごみの適正処分にに関して、本市ではごみ処理施設の適正な運転管理や市民への意識啓発を進めてきたところですが、これに対して、アンケート調査では、循環型社会の形成に向けて「不法投棄対策による適正なごみ処理の推進」を挙げる人が約 4 割見られることから、国、県と連携した不法投棄対策を検討する必要があります。

(3) グリーンコンシューマー*の育成

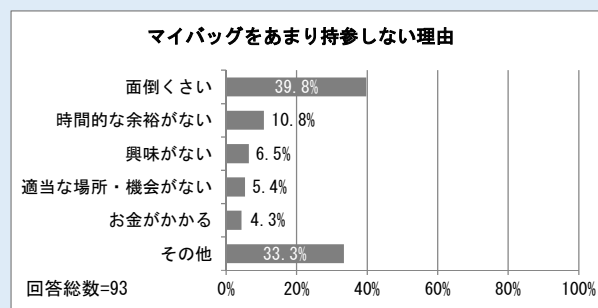
アンケート調査によると、循環型社会の形成に向けて「資源循環に配慮した製品の製造・販売・購入の促進」を挙げる人の割合が最も高く、グリーンコンシューマー（環境に配慮する消費者）の取組に対する市民の関心の高さが伺えます。

(4) 健全な水循環への配慮

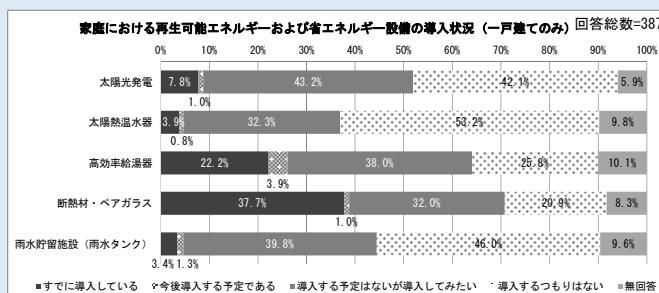
資源循環においては、雨水や地下水も含めた水資源の有効利用など、健全な水循環の確保に配慮した取組が必要です。



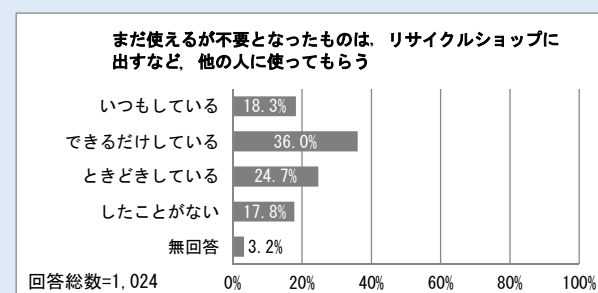
アンケート調査



アンケート調査



アンケート調査



アンケート調査

第4章 計画の推進に向けて

1 基本方針 取組の主体である「人」を視点とした2つの基本方針に基づき、市民・事業者・市が一体となって、各分野における具体的な取組を進めます。

基本方針Ⅰ さまざまな環境について学ぶ

環境保全の取組を推進していくためには、私たち一人ひとりが環境についての正しい知識を学び、現状や課題を知ることが重要です。そのため、自然の中での体験学習をはじめとした環境学習や学校での教育の機会を提供し、充実させるとともに、環境に関する情報の内容を早くわかりやすく伝えていきます。

<取組の方向性>

環境についての学習と教育をさらに進める

- 取組1 各主体による環境学習や学校における環境教育のさらなる充実を図ります
- 取組2 地域における環境保全活動を行う人材の育成に努めます

環境について学んだり体験できる機会を増やす

- 取組1 市民や事業者が環境学習会などを行いやすいように、公共施設の利用や情報の提供などの支援を進めます
- 取組2 いろいろな主体やリーダーによる、環境保全活動や学習の機会を増やします

環境に関する情報を早くわかりやすく伝える

- 取組1 大気質や水質、有害化学物質*、騒音・振動などを継続的に調査し、市内の環境情報についての体系的な把握と管理に努めます
- 取組2 学習や教育に役立つように、市内の環境関連の情報を整理し、内容や提供手段を検討します

本市の環境をより良いものとし、将来の世代に引き継いでいくためには、「第3章 目指す環境の姿の実現に向けて」で示した各基本目標に基づく施策を確実に実行していくことが重要となります。

そこで、各基本目標の達成へ向けた取組の共通する方向性を「基本方針」として設定するとともに、その取組をより効果的・効率的に推進するために段階的な施策展開を行います。

これまでの主な取組

「環境教育・環境学習*の推進」

本市では環境学習の一環として、生きもの観察会を実施しており、生きものとのふれあいを通じた体験型の環境学習を推進しています。また、環境学習の場として、市街地を中心に総合公園などの市内4箇所にビオトープ*を設置し、環境学習の場や人と自然とのふれあいの場として利用されています。さらに、学校教育においては、全小学校で環境体験学習を行い、生徒が環境に対する理解を深め、身近な環境に配慮した生活習慣を身につけるよう取り組んでいます。



生きもの観察会の様子

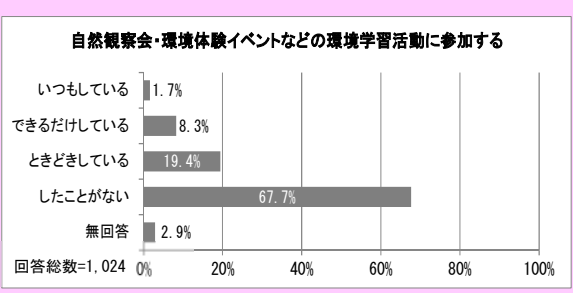
現状

本市では、環境教育・環境学習に関する取組を推進しており、アンケート調査によると、児童・生徒における環境保全の意識の向上や取組の実践について成果が認められるものの、「自然観察会・環境体験イベントなどに参加したことがない」と回答した人が約7割を占めています。また、環境学習・環境教育の推進については、「学校の授業等のカリキュラムにおける環境教育に力を入れるべき」と回答した人が6割を超えています。

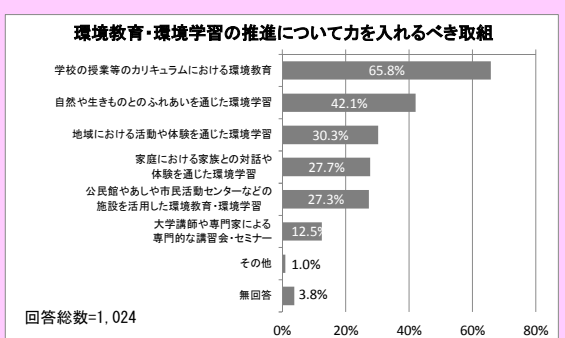
課題

本市の取組だけではなく、より多くの市民が環境について学ぶ機会の提供や、学校園などにおける環境学習・環境教育についてのさらなる充実が求められています。

これらのことから、地域や事業所で行っている環境学習などについての情報の整理や発信を行うことや、単発での環境イベントだけではなく段階的かつ継続的な学習の機会を創出することなどの取組を進めていく必要があります。



アンケート調査結果



アンケート調査結果

基本方針Ⅱ 目指すべき環境を共に創る

人と環境とのすこやかな関わりを目指し、より良い環境を築き、次の世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境を守る取組を進め、さらには市民・事業者・市が相互に協力し合い、一体となり取組を継続していくことが重要です。

そのため、各主体の活動に関わる情報連携や相互に情報交換を行える機会を創出し、一体となった取組の実現を図り、効果的・効率的に施策を推進します。

<取組の方向性>

市民・事業者・市がそれぞれの立場で 環境を守る取組を進める

- 取組1 各主体による環境保全活動のさらなる充実を図ります
- 取組2 市民や事業者などが環境イベントなどを行いやすいように、活動の場の提供や周知などの支援を進めます

市民・事業者・市が協力して取り組む

- 取組1 各主体による環境イベントなどの情報を集約し発信する仕組みについて検討します
- 取組2 市民や事業者などが集まり情報の交換・共有を行える場を創ります
- 取組3 各主体が相互に協力し合い、将来へつながる、より良い環境の創出や保全についての活動のさらなる充実を図ります

これまでの主な取組

本市の環境づくりを市民・事業者・市（行政）の連携により進めるために、市民、事業者、市職員、専門的知識を有する者で構成した「芦屋市環境づくり推進会議」を設置し、市民を対象とした生きもの観察会などの環境体験学習を開催しています。また、人材育成研修や生涯学習出前講座などの開催、芦屋わがまちクリーン作戦*の実施を通じて、環境保全活動に対する市民の意識啓発を図り、市民の参画を促しています。



芦屋市環境づくり推進会議の活動の様子

そのほか、京都精華大学との協働により、芦屋市環境マネジメントシステム*の策定・運用を行い、本市の事務事業活動における環境への負荷の低減に取り組んでいます。

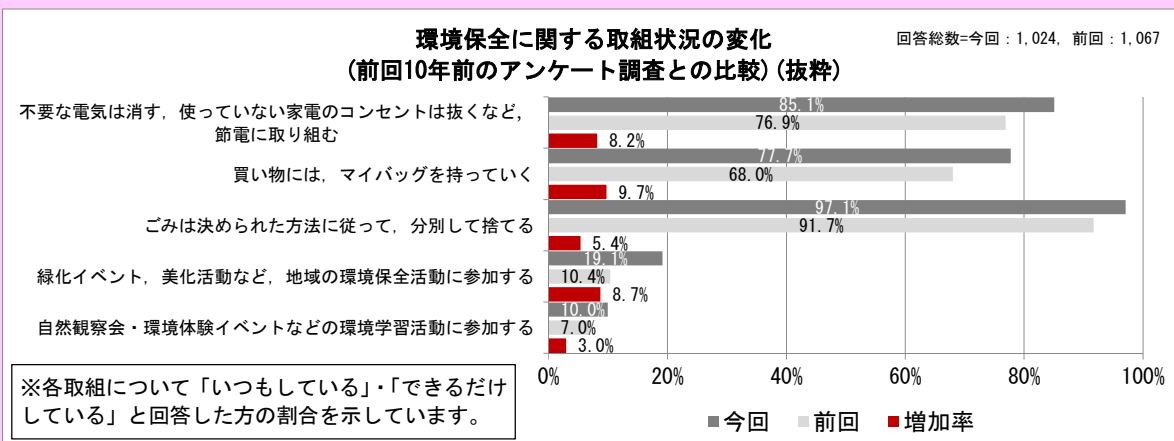
現状

アンケート調査によると、10年前の同調査と比較して、環境保全の取組の実施率は向上している結果が認められます。また、事業者ヒアリングにおいても、環境保全の取組として、法令に基づき省エネや公害防止について取り組んでいる事業者が多く見られました。

課題

各主体における環境保全の取組を進めてきましたが、主体間の情報の共有や協力できる仕組みを作るには至りませんでした。

また、事業者からは、今後の課題として、市民や行政との協力体制を挙げる声がありました。より良い環境を次の世代に引き継いでいくためには、主体それぞれの取組を一層推進し、さらには市民・事業者・市が一体となった取組を継続することが重要となります。そのことから、各主体間の情報交換や連携を目指した機会の創出、さらには、具体的な一体的取組の実施について推進する必要があります。



アンケート調査

2 推進プログラム

1) 段階的施策の展開

本計画の「目指す環境の姿」を実現させるためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で取組を進めるとともに相互に協力することが重要となります。それをより効果的・効率的に推進するため、以下に示す基本的な考え方に沿って段階的に取り組んでいきます。

[ステップ1]

環境問題に対する市民の関心は以前と比べて高まっていますが、市民一人ひとりの環境保全意識には差がみられ、それぞれが身近なことから取り組み、さらに各主体が一体となった取組を進めていくには、課題が認められるところです。

そのことから、第1段階として、基盤づくりのために以下のことに取り組みます。

○基本方針Ⅰ：「さまざまな環境について学ぶ」

- ①環境学習や環境教育を行うに当たり、役立つ情報の整理・提供に努めます。
- ②地域における環境保全活動を行う人材を育成するための段階的なカリキュラムを検討します。

○基本方針Ⅱ：「目指すべき環境を共に創る」

- ①各主体それぞれの活動の充実を図ります。
- ②いろいろな主体による活動の情報を収集し発信する仕組みを検討します。

[ステップ2]

ステップ1の基盤づくりを進めながら、ステップ2として各主体それぞれの活動の輪を広げ、ネットワーク化することにより目標の達成に向けて以下のことに取り組みます。

○基本方針Ⅰ：「さまざまな環境について学ぶ」

- ①市民一人ひとりが環境に関する情報に関心を持ち学びます。
- ②ステップ1で検討したカリキュラムを実施し、地域における環境保全活動を行う人材を育成します。
- ③多様な人材による学習の機会を増やします。

○基本方針Ⅱ：「目指すべき環境を共に創る」

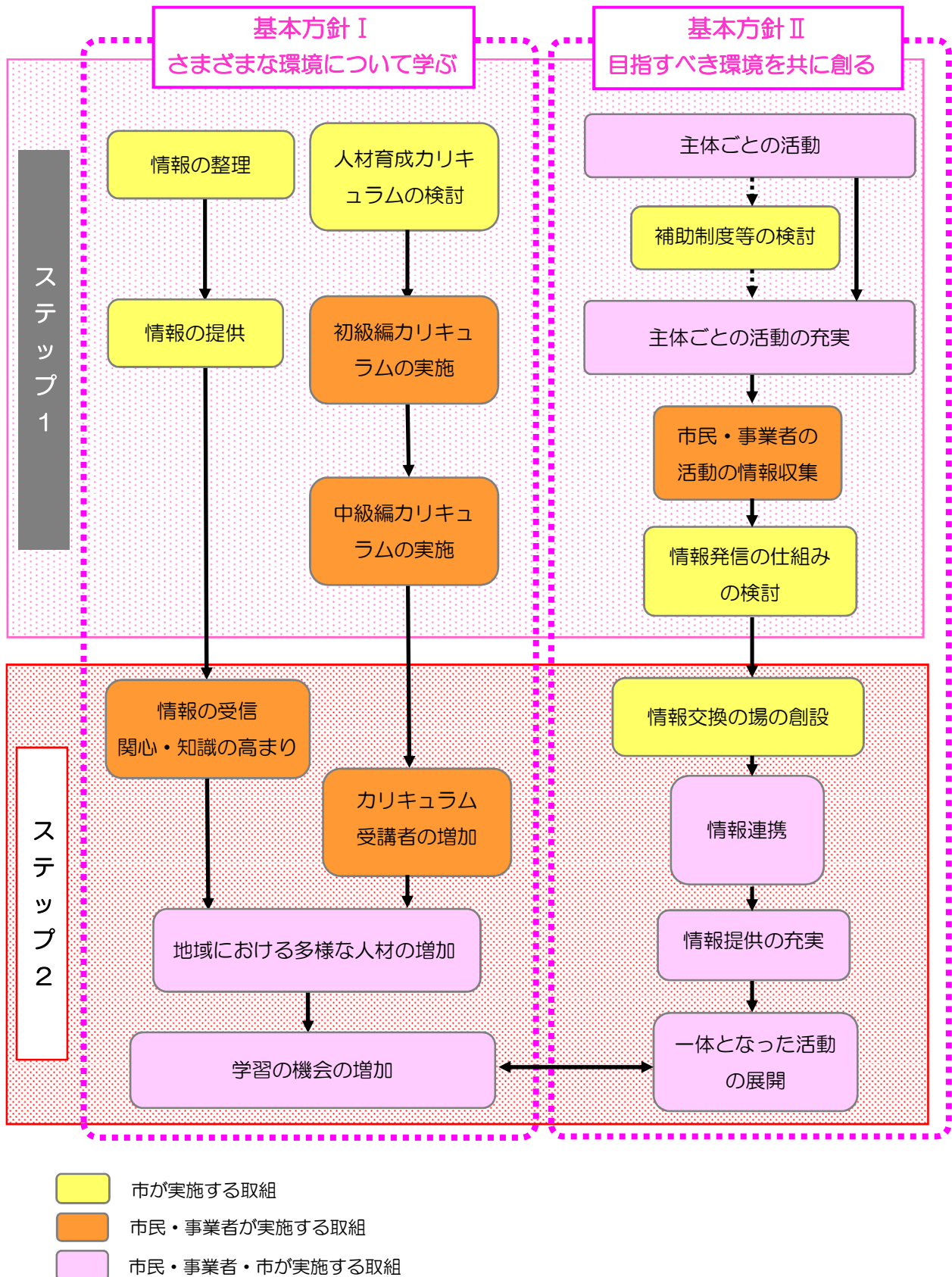
- ①市民団体や事業者で環境イベントを開催する主体同士が集まり情報交換できる場をつくります。
- ②各主体が一体となった活動を展開します。
- ③各主体間で情報連携の仕組みを活用し、さらなる情報提供の充実を図ります。

2) 推進プログラムを実施するために

推進プログラムを進めるに当たり、「芦屋市環境づくり推進会議」が中間的な支援や協力を担うことで、人材育成のためのカリキュラムの検討や情報の収集発信の仕組みを検討し、最終的には推進フローに示す役割分担を目指し取り組んでいきます。

3) 推進フロー

推進プログラムに基づき、段階的な施策の展開により各主体が実施する取組について、色分けにより最終的な役割分担を示し、推進フローとして以下のとおり示します。



3 計画の進行管理

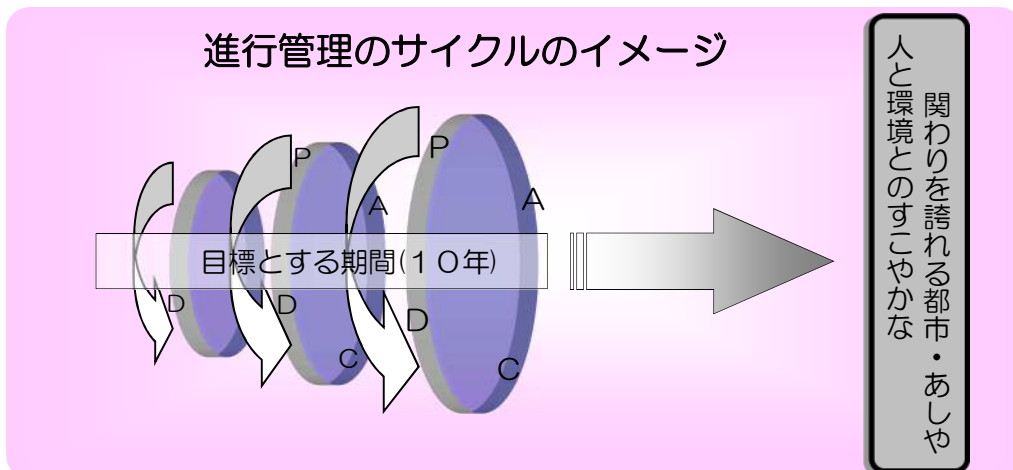
本計画では、「目指す環境の姿」の実現に向けた基本目標や施策について示しています。その実効性を確保するために、本計画の実施状況を把握し施策の効果について客観的・総合的な評価を行うとともに、庁内において共通認識を図り施策を見直すことにより、さらなる取組を推進します。

1) 進行管理のサイクル

本計画の進行は、PDCAサイクルにより管理し、『Plan（計画・目標・施策の設定）⇒Do（実施）⇒Check（点検）⇒Action（見直し）』を繰り返し行っていくことで、継続的な改善を図り、「目指す環境の姿」を実現します。また、このPDCAサイクルによる進行管理については、年次報告書を作成し広く市民に公表します。

進行管理のサイクル（年間予定）

分類	項目	時期	内容
P	実施計画の策定	前年度 10月	本市総合計画に基づき、各所管課において個別施策の実施計画をつくります。
D	個別施策の実施	当該年度 4月～3月	個別施策を実施します。
C	各所管課（自己） 評価	翌年度 4月～5月	各所管課毎に個別施策の実施状況を把握し、その内容を本計画に基づき自己評価します。
	実施状況のまとめ 進捗状況の点検	翌年度 6月～7月	各所管課からの実施状況を取りまとめます。また、各所管課からの自己評価を集約し、基本目標ごとに進捗状況の点検を行います。
A	施策の見直し	翌年度 8月	施策の実施状況及び基本目標ごとの進捗状況を芦屋市環境計画推進本部及び幹事会に報告し、施策の見直しなどを検討します。
	総合的評価	翌年度 10月～11月	施策の実施状況及び見直し状況を芦屋市環境審議会に報告し、総括及び基本目標ごとの総合的評価を行います。
	公表	翌年度 12月	個別施策の実施状況・自己評価・総合的評価・施策の見直しについて、年次報告書にまとめ市民に公表します。
P	施策への反映	翌々年度 以降	見直した結果を各所管課と共有し、次の年度以降の施策に反映させます。



2) 推進・評価体制

芦屋市環境計画推進本部^注

本計画を総合的・効果的に推進するため、本市の庁内各部署が一体となり取り組む必要があることから、庁内調整を図りながら、諸施策を円滑に展開していくために「芦屋市環境計画推進本部」を開催します。

注 芦屋市環境計画推進本部とは…

芦屋市環境計画の総合的、かつ、効果的な推進を図るため設置され、計画に関する関係部局の総合調整や計画の推進に必要な事項に関する事務を所掌する組織

芦屋市環境審議会^注

本計画の推進状況について専門的な見地から総括及び基本目標ごとの総合的評価を行うため、本市の諮問機関である「芦屋市環境審議会」において、施策の実施状況及び基本目標ごとの進捗状況を報告します。

注 芦屋市環境審議会とは…

緑ゆたかな美しいまちづくり条例第52条により、環境基本法第44条の規定に基づき設置され、市域における環境の保全に関する基本的事項又は重要事項について調査審議する審議会

3) 総合的な評価方法

本計画の実施状況について、基本目標の進捗を示す指標や各所管課が実施する個別施策・取組の結果により進捗状況を把握するとともに、社会状況の変化や各所管課からの自己評価の内容（評価に至る理由、改善策、改善策の実施時期）なども考慮し、総合的な評価を行います。

さらに、毎年の評価と見直しに加えて、5年後の平成31年度にアンケートを実施するなど、それまでの5年間における本計画の基本目標達成に向けた進捗状況について、中間評価を行います。